

ネーミングライツパートナー募集

《蔵王町ネーミングライツ事業実施要領》

1. 募集の目的

蔵王町では、蔵王町ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、町が所有する施設の愛称を命名する権利を事業者等に付与する「ネーミングライツパートナー」を募集しています。この取り組みにより、地域の魅力を発信し、企業との協力関係を構築することを目指しています。

この度、「蔵王町総合運動公園」の愛称を公募します。愛称の決定により、公園の親しみやすさを向上させ、地域の活性化を図ります。

蔵王町の豊かな自然環境や蔵王連峰の美しい景観、湯量豊富な温泉、蔵王ジオパークへの取り組みなど、この施設を通じて地域の魅力を発信し、蔵王町の発展に貢献する企業との協力関係を築いていきます。

2. 募集の対象となる施設概要

- (1) 施設名称 「蔵王町総合運動公園」
- (2) 所在地 蔵王町蔵王町曲竹河原前1番地61
- (3) 施設概要 1994年8月 開場

夜間照明完備の蔵王球場・多目的グラウンド・テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場などの野外スポーツ施設のほか、三角芝広場や、遊具公園など。

【B&G 海洋センター】

体育館（アリーナ）、上屋付プールのほか、武道場（トレーニングルーム）、研修室（ミーティングルーム）も完備されています。

【蔵王球場】

1000人収容の観戦内野スタンド、電光スコアボード、ナイター照明、放送室も完備されています。

【多目的グラウンド】

野球場が1面、ソフトボール場が2面、サッカー場は1面、陸上では400mトラックが取れるスペースに、幅跳び用砂場、外周560mの園路も完備されています。

【テニスコート・ゲートボール場・グラウンドゴルフ場】

テニスコートは、6面で、ボールやラケットの貸出しもしています。ゲートボール場は5面、グラウンドゴルフ場は1ホールあります。

【三角芝広場・遊具広場】

無料で開放され、町民の憩いの場となっています。

3. 募集概要

(1) 命名条件

愛称には、企業名、商品名（ブランド名）及びロゴマークを冠することができるものとしませんが、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ア. 愛称に「蔵王」、「ざおう」、「Z A O」のいずれかが含まれること
- イ. 町民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるもの
- ウ. 呼びやすく、親しみやすさがあり、町民の理解が得られるもの
- エ. 日本語及び英語アルファベットにより標記された（企業ロゴやマーク等は除く）もの
- オ. 町民および利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとする
- カ. 以下の条件のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (オ) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
 - (カ) 著作権、商標権その他知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (キ) 個人の名刺広告に関するもの
 - (ク) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (ケ) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (コ) 町政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - (サ) その他町長が適当でないと認めるもの

(2) 契約期間（命名権等の付与期間）

令和7年9月1日を始期とし、3年以上5年以下の期間でネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

※契約の更新を希望する場合、優先交渉権があります。

(3) 希望するネーミングライツ料

年額1,000千円以上（消費税及び地方消費税は別途）

※1,000千円未満を希望される場合も申込は可能です。提案のあった契約期間やネーミングライツ料を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーを決定します。

※ネーミングライツ料は、本施設の維持管理を図るために要する費用にあてます。
 なお、具体的な内容については、ネーミングライツパートナーと協議のうえ決定し公表します。

※ネーミングライツ料を、町長が通知する内容に基づき、納付期日までに納付していただきます。なお、納付方法は、毎年度ごとに、町長の請求に基づき、各年度分を4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して前納することを基本とします。ただし、契約年度分の納付期限については、町長が請求を行った日から原則2週間以内とします。

(4) 費用負担

ア. 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

イ. 町とネーミングライツパートナーとの費用負担については次の表のとおりとします。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用については、ネーミングライツ料とは別に負担していただくこととなります。

区 分	町（指定管理者）	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等（道路案内標識を除く）の表示変更及び看板の新設 ※1		○
契約満了又は契約解除に伴う表示変更及び新設した看板等の原状回復		○
ネーミングライツ事業により設置した看板の修繕等の維持管理		○
パンフレット、封筒等の印刷物や本庁ホームページの表示変更 ※2	○	

○は、ネーミングライツ事業に係る区分における費用を負担するものを示す。

※1 新設の看板の場合は、設置の可否についても協議のうえ決定する。

※2 本町で発行している印刷物については、新規作成成分を対象とする。また、残部数、改定時期等を勘案し、町及び指定管理者等とネーミングライツパートナーとの協議の上、決定する。

(5) ネーミングライツパートナーの特典

ア. 町が指定する箇所への常設広告（契約期間内に限る）

ただし、看板の仕様・規格等については、別途協議のうえ決定するものとします。

イ. 町広報紙や町ホームページへの掲載。

ウ. 契約終了後、引き続き契約の更新を希望する場合における優先交渉権の獲得。

(6) リスク分担

ア. 第三者に損害が生じた場合のリスク分担

ネーミングライツパートナーが施工した看板等により、第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

イ. その他のリスク分担

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、町等とネーミングライツパートナーが協議し、決定するものとします。

(7) 応募資格

応募できる事業者は、法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体とします。ただし、次のいずれかに該当する者は、ネーミングライツ事業に応募できません。

また、法人等により構成された団体の場合は、すべての法人が応募資格を有する必要があります。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている事業者

イ. 破産法（平成16年法律第75号）第15条の規定による破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続を行っている事業者（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）

ウ. 町から指名停止措置を受けている事業者

エ. 町税を滞納している事業者

オ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む事業者

カ. 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む事業者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する事業者を除く。）

キ. 政治性又は宗教性のある事業を行う事業者

- ク. 蔵王町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第2号に規定する若しくは同条第3号及び4号に規定する暴力団員及び暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有している事業者
- ケ. その他適当でないと町長が認める事業者

4. 申込方法

(1) 申込期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで
ただし、土曜、日曜、祝日は除きます。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(3) 申込書等の提出

応募者は、ネーミングライツ事業実施申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。

ア. 事業応募に係る誓約書（様式第2号）

イ. 応募者の概要を記載した書類

ウ. 定款、寄附行為その他これらに類する書類

エ. 法人登記に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）写し※発行後3か月以内

オ. 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

カ. 法人等の事業所等所在地の町税に滞納がないことを証明するもの（団体にあつては、代表者分）

キ. 愛称のロゴ、デザインの図案（任意様式）※図案がある場合のみ提出

(4) 受付場所

蔵王町役場 総務課

(5) 提出方法

申請書類一式を持参または簡易書留（必着）により提出してください。ファクシミリ、電子メールでの受付はしません。

5. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

随時

※回答に時間を要する場合がありますので、申込期限を考慮のうえご質問ください。

(2) 受付方法

別紙の質問書により、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかで、蔵王町役場総務課までお送りください。受付期間以外の受付、又は質問書以外での質問（電話等）には回答できませんのでご注意ください。

(3) 回答方法

受け付けた質問は電子メールにて質問者様に回答させていただきます。また、事業者名等を除き、質問の概要を町ホームページに掲載する場合があります。

6. 選考方法

実施要綱第10条の規定により、蔵王町ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、愛称、応募金額等について総合的に審査した上で、決定します。

なお、応募者が一者のみであった場合も審査会において町のネーミングライツパートナーとして相応しいかどうか審査します。

7. ネーミングライツパートナーの決定、公表

(1) 町は、優先交渉者との協議を経て、ネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー、施設の愛称、ネーミングライツ料等を公表します。

(2) 選考結果については、すべての応募者に文書で通知します。

8. 留意事項

ネーミングライツパートナーの決定後に、ネーミングライツパートナーが蔵王町ネーミングライツ事業実施要綱第20条各号のいずれかに該当することとなったときは、ネーミングライツパートナーの決定の取り消し又は契約を解除することができるものとします。

9. 問い合わせ先

蔵王町役場 総務課 公有財産管理室 担当：大槻

989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地

電話：0224-33-2211 FAX：0224-33-4159

メール：soumu@town.zao.miyagi.jp

総合運動公園 施設詳細

施設名	規模	設 備
B&G 海洋センター	体育館(アリーナ) 726 m ²	バスケットボールコート 1 面/ミニバスケットボールコート 2 面/バレーボールコート 2 面/バドミントンコート 3 面/観覧席 60 席 ※暗幕装置/暖房設備
	武道場(トレーニングルーム) 456 m ²	剣道場 2 面 ※暖房設備/柔道マット/剣道防具/トレーニング器材
	研修室(ミーティングルーム) 58 m ²	黒板 ※冷暖房設備/机 15 脚・椅子 50 脚
	上屋付プール 1,306 m ²	25 メートル×6 コース/幼児用(6 メートル×10 メートル) ※夜間照明/更衣室(コインロッカー付) ※プールは 6 月第 1 土曜日から 9 月最終日曜日までの期間のみオープン。(気候により変更する場合あり)
蔵王球場	両翼 91.5m センター120.0m 12,000 m ²	内野部: 土 外野部: 芝生 8,260 平方メートル 本部棟: ホール/事務室/放送室/更衣室/トイレ・ダッグアウト/電光スコアボード/ナイター照明 観戦内野スタンド: 1,000 人収容
多目的グラウンド	18,700 m ²	野球(1 面、ナイター照明)/ソフトボール(2 面)/トイレ/サッカーゴール/陸上 400 メートルトラック(1 面可)/幅跳び用砂場・園路(外周 560 メートル)
テニスコート	6 面	全面オムニコート/テニスネット/審判台/ナイター照明(2 面) ※ボール・ラケット(軟・硬式)を貸出し
ゲートボール・グラウンドゴルフ場	4,760 m ² (全面芝生)	ゲートボール場(5 面可)/グランドゴルフ場(1 ホール)
三角芝広場・遊具広場		無料開放



蔵王町総合運動公園